

徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局

法制文書課

定期第7号 令和元年5月15日発行

目 次

【告示】		
番号	表	担当課名
2 6	生活保護法の規定による医療機関を指定し た件	国保・自立支援課
2 7	生活保護法の規定による指定医療機関から 廃止について届出があった件	同
2 8	同	同
2 9	指定一般相談支援事業の廃止について届出 があった件	障がい福祉課
3 0	土地改良区の定款の変更を認可した件	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課
3 1	同	同
3 2	同	同
3 3	県営土地改良事業の工事が完了した件	同

令和元年五月十五日て、次のとおり指定した。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療機関とし徳島県告示第二十六号

徳島県知事 飯 泉

嘉

門

オリー ブ薬局阿南店	山本歯科クリニック	名称
九阿南市日開野町谷田五一一	七 一 小松島市中郷町字桜馬場四	所在地
株式会社SOL	リニック医療法人山本歯科ク	開設者
同	四月一日年	指定年月日

令和元年五月十五日関の廃止について、次のとおり届出があった。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機徳島県告示第二十七号

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

オリー ブ薬局阿南店	山本歯科クリニック	名称
九阿南市日開野町谷田五一一	七小松島市中郷町字桜馬場八	所 在 地
ウッド株式会社ジャパン	クリニック医療法人山本歯科	開設者
同	三月三十一日	廃止年月日

令和元年五月十五日関の廃止について、次のとおり届出があった。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機徳島県告示第二十八号

徳島県知事 飯 泉 嘉

門

門病院 法人徳島県鳴 地方独立行政	名 称
小谷三二	所 在 地
看護ステーション	事業所の名称
小谷三二 十一日 十一日 中三月	事業所の所在地指 定 に 係 る
十一日	廃止年月日

・ 令和元年五月十五日 より、指定一般相談支援事業の廃止について、次のとおり届出があった。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十一条の二十五第二項の規定に徳島県告示第二十九号

株式会社ホームケア 徳島市北矢三町一丁目 ホームケアべんり堂 徳島市北矢三町一丁目 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大					
一五 支援センター 一五 同 同 同 同 同 同 同 同 同	べんり堂 か-	社会福祉法-	名		
Time Time		人有誠福	称	指定一般	
Time Time	一徳 五島 北	九名西郡石	所	相談支援事	
支援センター 一五 同 同 同 同 大ームケアべんり堂 徳島市北矢三町一丁目一 地域定着支援 二月二十八日 三月三十二十八日 三月三十二十八日 三月三十二十二十八日 三月三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	矢三町二	地	在	業者	
一五(市)(目	子石井一	地		
一五(市)(支援センケ	生活支援	名	指	
一五(市)(ターんり	在宅障害	称	定一般相	
Tan				談支援	
Tan	一五品市北矢	ノ内五六三	所		
Tan	宣町	一行石	在	う事業	
接	丁 目 一	字石井城	地	新	
接	同	地域沒		サービス	徳島県知恵
同 三平 月成 年 廃 嘉 十一 日 止 即		援援	類	の	争
同 三平 月成 年 廃 嘉 十一 日 止 即	同	二平月二十:	受	廃止の屈	飯
			日	出	泉
	同	三平月成三十		廃	嘉
				止	門

良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、徳島県告示第三十号 土地改

令和元年五月十五日

月月年 五月月嘉
ш 1

良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、徳島県告示第三十一号 土地改

令和元年五月十五日

ゆてもごり 耳ら ゴンゴミ むくずる 徳島県		一泉	力口	! [F.
土地改良区の事務所の所在地及び名称	認	可 年	月口	日
勝浦郡勝浦町	平成三十	一年四月	十日	
大井堰土地改良区				

良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、徳島県告示第三十二号 土地改

令和元年五月十五日

昼間足代土地改良区	好郡東みよし町	土地改良区の事務所の所在地及び名称	徳島県知事
	平成三十	認	飯
	年四	可	泉
	Ħ	年口	
	十日	月日	嘉
			門
		l	1

令和元年五月十五日) 第百十三条の三第三項の規定により公告する。十四年法律第百九十五号) 第百十三条の三第三項の規定により公告する。 次の者の申請に係る徳島県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法 (昭和二徳島県告示第三十三号

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

青木正廣ほか二十名	小松島市赤石町字緑松八番地一	申請人の住所及び氏名
	坂野二期地区	地区名
	平成三十一年三月二十五日	工事の完了年月日